二　特定廃棄物管理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
三　特定廃棄物管理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定廃棄物管理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第十五条　法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。

四　耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき（第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第十四条　法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第二条第一項第二号ト に規定する廃棄物管理設備の附属施設のうちの主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合
二　漏止め溶接のみをした第十一条第三号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接の方法の認可）

第十五条　法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　溶接施行工場の名称及び所在地
三　溶接設備の種類及び容量
四　溶接施行方法の種類
五　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　溶接設備
二　溶接施行方法
三　溶接を行う者の知識及び技能

3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。